

質問票

事業所名 _____

(フリガナ) () お名前 _____ 様	健康保険の 記号	
	番号	

問診項目の確認(※すべての項目の該当の箇所に☑及び、腹囲をご記入ください)	
採血時間	☐ 空腹時(食後10時間以上経過後に採血を行った)
	☐ 随時(食後3.5時間以上10時間未満経過後に採血を行った)
	☐ 随時(食後3.5時間未満に採血を行った) ※
	※恐れ入りますが、採血時間が食後3.5時間未満かつHbA1c(NGSP値)を測定していない場合、健診結果の登録ができませんので健診結果のご提出は不要です。
服薬歴	☐ 血圧を下げる薬
	☐ コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
	☐ 血糖を下げる薬
	☐ 上記3種類の薬の服薬なし
喫煙歴 条件①:最近1か月間吸っている 条件②:生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	☐ 現在、習慣的に吸っている(条件①と条件②を両方満たす)
	☐ 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない(条件②のみ満たす)
	☐ 吸っていない(上記以外)
自覚症状	☐ なし
	☐ あり ()
医師から受けた 指摘等 (他覚症状)	☐ なし
	☐ あり ()
既往歴	☐ なし
	☐ あり ()
腹囲	_____ cm

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条および「健康保険法」第150条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができること、また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。（事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではございません。）

特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、当協会の規程に基づき適切に管理いたします。

《ご提供をお願いする健診結果の項目等》※②については必須ではありません

- ① 身長・体重・BMI・腹囲・血圧・空腹時中性脂肪（注1）・HDLコレステロール・LDLコレステロール（注2）・空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）（注3）・肝機能（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））・尿検査（尿糖、尿たんぱく）
- ② 心電図・血清クレアチニン（eGFR）・血液学検査（ヘモグロビン値、赤血球数）・その他の質問項目（注4）
- ③ 保険者番号・健康保険の記号、番号、枝番（被扶養者番号）（注5）・氏名（カナ）・住所・生年月日・性別・健診機関名（コード番号）・健診受診日の基本データ並びに服薬歴・喫煙歴・メタボリックシンドローム判定・医師の診断（判定）・医師名・既往歴及び自覚症状、他覚症状の有無

（注1）脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可

（注2）空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールでも可

（注3）やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖でも可

（注4）標準的な健診・保健指導プログラム「標準的な質問票」の中から、階層化に必要な必須項目を除いたものを基本とする

（注5）枝番は受診者が被保険者の場合は省略可

《参考》

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】

3.保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4.前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第150条】

2.保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3.前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。